

○まん延防止等重点措置の延長に伴う市営運動施設の利用制限について（令和3年5月11日現在）

期 間	5月12日（水）～5月31日（月）※延長する場合あり				
制限内容	全施設20時閉館（閉場）				
各 施 設	総合体育館	市営運動場	市営庭球場	学校校庭 夜間照明施設	総合運動公園
	専用利用は午後2の部まで（夜間の部は利用不可）。個人利用は20時以降利用不可。	殿山、野火止、大和田少年は19時以降利用不可。	本多、栄は19時30分以降利用不可。	全施設利用不可。	野球場の夜間の部利用不可。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月31日以降については上記利用制限を延長する場合がありますので、改めてHP等にてお知らせいたします。 ・ 全施設、午前・午後の部に関しては通常通りご利用可能です。 ・ 総合体育館及び総合運動公園の窓口業務は20時までとなります。 				

新座市体育施設等指定管理者

公益財団法人新座市スポーツ協会